

（商品等の表示の適正化）

第14条 市長は、商品等の表示（その単位当たりの価格の表示を除く。）の適正化を図るため、法令に別段の定めがある場合を除き、商品等表示基準（商品等の品質、利用の方法その他の商品等の内容及び取引方法に関し表示すべき事項及びその表示の方法に関する基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 市長は、商品等表示基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

3 事業者は、商品等表示基準に適合しない商品等を消費者に供給してはならない。

（単位当たりの価格の表示の適正化）

第15条 市長は、単位当たりの価格の表示の適正化を図るため、単位価格表示基準（単位当たりの価格の表示に使用すべき単位及びその表示の方法に関する基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、単位価格表示基準について準用する。

（事業者に対する指導）

第34条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、消費者権を保護するための措置その他の必要な措置を講じるよう指導をすることができる。

(1) 第14条第3項(第15条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)、第16条、第18条、第19条第1項又は第20条の規定に違反していると認めるとき。

（事業者に対する勧告及び公表）

第35条 市長は、事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、同条の措置を的確に講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、同項の事業者が所属する事業者団体、当該事業者と契約関係にある他の事業者(市長が当該関係を知っている場合に限る。)その他市長が適当と認める者

に通知しなければならない。

4 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 正当な理由がなく、第 28 条第 2 項の規定による呼出しに応じないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第 32 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく、第 33 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(審議会)

第 36 条 第 28 条第 1 項の規定により調停を行うほか、消費生活基本計画の策定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。